平成２１年（再イ）第７４号

三重県津市久居緑が丘町２丁目34番地11

再生債務者　本橋　唯道

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月５日　　津地方裁判所再生係

平成２１年（再イ）第７９号

三重県鈴鹿市西条３丁目20番３号　セピア201

再生債務者　南谷　幸洋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月５日　　津地方裁判所再生係

平成２１年（再イ）第２７号

三重県伊勢市小俣町明野406番地11

再生債務者　西川　玲子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月５日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２１年（再イ）第３０号

三重県志摩市阿児町鵜方2884番地285

再生債務者　廣　　実也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月５日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２１年（再イ）第１２９号

広島市西区井口鈴が台３丁目２番３―303号　Ｆ棟

再生債務者　田村　貴秀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月５日

広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第１１号

愛媛県今治市小泉２丁目９番22号

再生債務者　安藤みちる

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月５日　松山地方裁判所今治支部

独立行政法人統計センター公告

独立行政法人統計センター職員給与規程(統計センター規程第16号)及び独立行政法人統計センター役員報酬規程（統計センター規程第17号）の一部を改正したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第２項及び第57条第２項の規定に基づき、次のとおり要旨を公表する。

なお、詳細については、事務所における閲覧及びホームページ（http://www.nstac.go.jp）により公表する。

平成 22 年２月 19 日

独立行政法人統計センター

理事長　戸谷　好秀

1　改正の要旨　人事院規則９―７（俸給等の支給）等の一部改正（平成21年11月２日公布）を考慮し、所要の改正を行った。

2　改正年月日　平成22年１月26日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第１号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 22 年２月 19 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　廣直

1．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
①　第一東海自動車道	神奈川県厚木市岡田三丁目373番地１から 神奈川県海老名市中新田字一番河原3288番地38まで
②　東関東自動車道水戸線	茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田から 茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴まで

2．指定する期日　①　平成22年２月27日

②　平成22年３月６日

3．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 22 年２月 19 日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　井上　啓一

記

路　線　名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （茨城県つくば市新井から茨城県つくば市梶内まで）	茨城県つくば市新井から茨城県つくば市柳橋まで 茨城県つくば市手代木から茨城県つくば市西大沼まで 茨城県つくば市西館野から茨城県つくば市西館野まで	新設工事	平成22年２月20日